

東京都立大学 法科大学院

2022年度入学者選抜試験問題 出題趣旨（2年履修課程）

憲 法

憲法の基本的学習がまんべんなくきちんとなされているかを見る出題である。基本判例（設問は川崎民商事件（最大判昭47・11・22））の知識を問うのもさることながら、そうした判例を仮に知らなくとも、憲法の議論の基本的な組み立てができているか、憲法判断には何に着目すべきかを正確に理解できているか、そのプロセスにはどのような方法でアプローチすべきかを考える学習態度ができているかをみる。憲法問題の抽出や関連する憲法条項の基本的理解がなされていることに加えて、違憲性をどう判断するかの議論を展開できているかを重視する。2重の基準や3段階審査ではなく、そうでないアプローチを考えることで、柔軟な思考と多様な学習ができているかをみる。本問は、行政手続に憲法35条や38条が適用されるか、適用されるとしてその違憲性の判断の基準や方法はどう設定するかを的確に論じることが要求される。

以 上

民 法

1 設問1について

借地上の建物を売買により譲渡した場合に、売主は、借地権譲渡につき賃貸人の承諾を得る義務があるのかどうかについての理解が問われている問題である。これを肯定した上で売主の解除の効力を検討するに当たっては、承諾取得義務と買主の残代金支払義務とが同時履行の関係に立つことの指摘も必要である。最高裁昭和47年3月9日判決(民集26巻2号213頁)が参考となる。

2 設問2について

借地上の建物の売買契約における債務不履行責任(契約不適合責任)に対する理解を問う問題である。小問(1)は建物の敷地に賃貸人の修補を必要とする欠陥がある場合、問(2)は建物敷地の一部に借地権が存在しなかった場合であって、それぞれについて、債務不履行責任が存在するかが問われている。最高裁平成3年4月2日判決(民集45巻4号349頁)が参考となる。

以 上

刑 法

1. 刑法総論、各論の基本的な論点についての理解を確認し、論理的な思考力及び的確かつ説得的な文章表現力を問う問題である。
2. 具体的な設問の出題趣旨は以下の通りである。
 - (1) 事例は、正当防衛規定の趣旨や各要件の意義、その解釈適用が問題となるものであり、最決平成4年6月5日（刑集46巻4号245頁）や最決平成29年4月26日（刑集71巻4号275頁）が参考となる。
 - (2) 設問1は、乙の行為が構成要件に該当することを前提に、正当防衛（過剰防衛）の各要件を正確に理解できているか、その成否につき事案に即した論理的説明がなされているかを問うものである。
 - (3) 設問2は、特定の立場の論拠を説明させることで、共犯の場合における正当防衛（過剰防衛）及び急迫性要件についての基本的理解を問うものである。

以 上

商 法

公開会社でない株式会社において株主割当て以外の方法で募集株式の発行を行う場合の法的問題を問うものである。公開会社でない株式会社においては、既存株主の持分比率維持の要請が強いことを踏まえながら、公開会社でない株式会社において株主割当て以外の方法で募集株式の発行を行う場合の問題について、公開会社の場合と比較しながら論ずることが求められる。最判平成24年4月24日が参考となる。

以 上

民事訴訟法

裁判上の自白、権利自白及び請求の認諾に関し、具体例を挙げて個別に解答することによって、弁論主義および処分権主義に関する重要な概念を正確に理解しているかを問うだけではなく、両者の守備範囲の相違点など横断的な理解をしているかを問う問題である。

以 上

刑事訴訟法

捜査の適法性の問題と、証拠の証拠能力の問題とは、別個の問題であり、例えば、違法な捜査によって得られた証拠の証拠能力が直ちに否定されるという関係にはないのが原則である。しかし、そもそも捜査が証拠の収集手続であることを踏まえると、証拠の性質（供述証拠か非供述証拠か）によっては、証拠の採取手続の適法性が証拠価値に影響を与える場合もあり得るし、また、そうでなくても適正手続の保障（憲法31条）や（将来の）捜査（手続）の適法性確保の要請等一定の政策的観点も踏まえて、証拠の証拠能力の存否を決する必要がある場合もある。

本問では、「捜査の違法性」と「証拠の証拠能力」という二つの問題（概念）の関係性を問うことにより、刑事訴訟法の全体構造についての基本的な理解を試したものである。

決して、「違法収集証拠排除法則」の知識のみを問うたものではない。

以上